

後期高齢者の方を対象に 平成20年度から 新しい医療制度が始まります。

◎鳥取県後期高齢者医療保険料率が決まりました！

※この広報は、国などが示す資料などに基づき説明していますので、今後変更されることもあります。

平成20年度及び平成21年度における鳥取県後期高齢者医療保険料率は、次のとおりです。

所得割率
100分の7・75
均等割額
41,592円

後期高齢者医療制度では、被保険者全員が所得などに応じて決められる保険料をお住まいの市町村へ納めます。原則として介護保険と同様に、年金から天引き（特別徴収）されます。保険料の額は、広域連合議会で決定した県内均一の保険料率をもとに、被保険者1人当たりいくらかと決め

られる「均等割額」と被保険者の所得に応じて決められる「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

均等割額の算定及び

軽減について

均等割額は、被保険者全員に定額で賦課されます。ただし、所得の低い方（被保険者及びその属する世帯の世帯主につき算定した総所得金額等の合算額が次の基準に該当する世帯に属する被保険者）については、均等割額から、当該被保険者均等割額にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額が減額されます。

軽減割合	世帯の総所得金額等
7割軽減	基礎控除額(33万円)を超えない世帯
5割軽減	基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × 当該世帯に属する被保険者の数 (被保険者である当該世帯主を除く。)を超えない世帯
2割軽減	基礎控除額(33万円) + 35万円 × 当該世帯に属する被保険者数を超えない世帯

軽減を判定する総所得金額について、当分の間、公的年金等控除を受けた者については総所得金額等から15万円を控除する特例措置が定められます。

また、健康保険や共済組合などの被扶養者だった方については、後期高齢者医療制度の資格を得た日のある月から2年間、均等割額が5割軽減されます（所得割は賦課されません）。なお、平成20年度においては、特例措置がとられ平成20年4月から9月までの間の保険料は賦課されず（凍結）、10月から平成21年3月までの間の保険料は、9割軽減されます。

所得割額の

計算について

所得割額は、被保険者本人の算定対象所得に、所得割率（1

00分の7・75）を掛け、算定対象所得とは、各所得金額の合計額から基礎控除33万円を引いた額となります。収入が年金のみの被保険者の場合、収入額が153万円以下の場合には、算定対象所得が0円となるため、所得割は賦課されません（なお、平成20年4月分から8月分までに年金からお支払いただく額の算定においては、公的年金を受けている方については、7万円を限度として所得額から追加して控除されるため、所得割が賦課されるのは、年金収入額が160万円以上の方となります）。



後期高齢者医療制度についてのお問い合わせは、

岩美町住民生活課 住民係

☎(0857)73・1415

鳥取県後期高齢者医療広域連合

☎(0858)32・1097